

<p>財務省告示第九号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年十二月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理 柳澤 伯夫</p>	<p>一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）（第十回）</p> <p>二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号） 第二条第一項及び財政融資資金 特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五条 第一項及び第五条ノ二</p>	<p>三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。</p>	<p>四 発行方法 入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別</p>
---	--	---	---

五

募入決定の
方法

イ
争利回札発

口
国債市場

特別参加
者・第
非価格競
争入札発

争利回札発

六

イ
争利回札発

争利回札発

五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行	円 、 金 額 八 百 億 千 九 百 五 十 万 円	面 積 十 一 億 千 九 百 五 十 万 円	行 政 融 資 規 定 に 基 づ き 発 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	面 積 一 億 七 千 五 百 十 万 円	行 政 融 資 規 定 に 基 づ き 発 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	第 二 條 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	債 券 の 發 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	度 に お け る 特 例 等 に 関 する 法 律 公 年	二 千 七 百 十 万 円 、 平 成 十 八 年	つ い て 、 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	定 に 基 づ き 發 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	う ち 、 基 づ き 發 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	込 み の 應 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 額 を 割 り 当 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 應	り 当 て る 。	い も か ら そ の 應 募 額 を 順 次 割	各 申 込 み の か ら そ の 應 募 額 を 順 次 割	争 入 札 發 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	市 場 特 別 参 加 者 ご と の 非 格 競	る も に よ り 發 行 額 十 億 千 九 百 五 十 万 円	参 加 者 ご と に 應 募 限 度 額 を 定 め
--	--	--	--	---	--	---	---	--	---	--	---	--	--	---	--	--	-----------------------	---	--	---	---	---	--

額	想	発	利	十	十	九	八	口	イ	七	口			
定	行	行	行	一	一	振	最	行	争	利	国			
元	日	行	行	発	発	替	低	争	入	回	債			
金	の	価	日	行	行	単	額	入	札	り	市			
	率	格	日	行	日	位	面	札	発	競	場			
				行			金	発	競	額	加			
額	年	十	平	す	額	の	振	十	万	四	三	十	金	し
画	一	九	成	る	の	記	替	万	円	千	百	五	額	た
貯	・	銭	十	。	整	載	法	円		九	十	万	で	利
蓄	一	額	八		数	又	の			百	三	円	二	付
の	パ	百	年		倍	は	規			六	億	千	千	国
蓄	ー	円	十		の	記	定			十	七	八	八	債
の	セ	に	二		金	録	に			七	億	百	百	に
蓄	ン	つ	月		額	は	よ			億	五	千	十	つ
×	ト	き	十		に	、	る			千	百	二	五	い
1.0000		九	二		よ	最	振			百	二	十	億	て
		十九	日		る	低	替			二	十	二	千	は
		円			も	額	口			十	二	十	百	、
		三			の	面	座			二	十	二	二	額
					と	金	簿			二	十	二	二	面

蓄画貯蓄の蓄×1.0000

十四

想定元金
額の計算
方法

十五

経過利息
の払込み

各利子支払期及び償還期限にお
ける想定元金額は、償還期に
期及び償還期限の属する月の三
月前の消費者物価指数（総務省
が小売物価統計への指定統計第
十五号）の作成するための調査結
果に基づき作成する全国消費者物
指数のうち生鮮食品を除く総合
指数をいう。以下同じ。）を百
四で除して得た数（小数点以下
第三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入したものとす
る。額面金額を乗じて得た額とす
る。）。ただし消費者物価指数の基
準改定が行われ、改定後の基準
に基づく場合、消費者物価指数が公
表された場合、財務大臣が定め
る日以降の各利子支払期及び
償還期限における想定元金額
は、財務大臣が定める方法によ
り算出される数（小数点以下第
三位未満の端数があるときは、
これを四捨五入したものとす
る。額面金額を乗じて得た額とす
る。）。次に、

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.000 \times \frac{1.1}{100}}{2} \times 365$$

十六 初期利子

平成十九年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定に基き算出された

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.1}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第十四号の規定に基き算出された

$$\times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成二十八年十二月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

日本銀行

二十一 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成十八年十二月十二日